

鳥取県環境影響評価要綱

行
發
日
金
毎
週
火
曜
日
に
田
は
本
か
と
田
の
地
の
所
た
の

に環境影響評価を行うことが、自然環境の保全及び公害の防止（以下「環境の保全等」という。）を図る上で極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に際し、環境の保全について適切な配慮がなされることを期し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

◆ **公示** 鳥取県環境影響評価実施要綱（環境保全課）

四 次

第2条 この要綱において「公害」とは、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第2条第1項に規定する公害（放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染によるものを除く。）をいう。

2 この要綱において「対象事業」とは、別表第1に掲げるものをいう。

3 この要綱において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その実施を委託する者）をいう。

（環境影響評価に関する手続等の実施時期）

第3条 事業者は、別表第2の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる時期までに、この要綱に定める環境影響評価に関する手続その他の行為（以下「手続等」という。）を実施するものとする。

（準備書の作成）

第4条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響（当該対象事業が埋立て及び干拓以外の事業である場合には、当該対象事業の実施後の土地（当該対象事業以外の対象事業の用に供するものを除く。）又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生じる影響を含むものとし、当該対象事業の実施のために行う埋立て及び干拓により生じる影響を含

◆ **公示**
鳥取県環境影響評価実施要綱

鳥取県環境影響評価実施要綱

次

鳥取県環境影響評価実施要綱

次

（目的）

第1条 この要綱は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施前

緑公熙取

まないものとする。以下「対象事業の実施による影響」という。)について、知事が別に定める技術指針に基づき、調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成するものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類、目的及び内容
- (3) 調査結果の概要
- (4) 対象事業の実施による影響の内容及び程度並びに環境の保全等のための措置
- (5) 対象事業の実施による影響の評価

2 知事は、事業者が前項の調査等を行う場合には、当該事業者に対し、必要に応じ調査等の実施についての助言を行うとともに、必要な資料の提供その他の協力をを行うものとする。

(準備書の提出)

第5条 事業者は、準備書を作成したときは、当該準備書を知事及び関係地域(対象事業の実施が環境に影響を及ぼす地域であって、当該地域の住民に対し準備書の内容を周知することが適当と認められる地域をいう。以下同じ。)を管轄する市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に提出するものとする。

(準備書の公告及び縦覧)

第6条 事業者は、前条の規定により準備書を提出したときは、準備書を作成した旨及び次に掲げる事項を、知事が別に定めるところにより公告し、当該準備書を公告の日から1月間縦覧に供するものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称及び種類
 - (3) 関係地域の範囲
 - (4) 説明会の日時及び場所
- 第7条 事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域において、準備書の説明会(以下「説明会」という。)を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。
- 2 事業者は、説明会を開催するときは、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、説明会を開催する旨及び次に掲げる事項を、説明会の開催予定日の1週間前までに、知事が別に定めるところにより、関係住民に周知するものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称及び種類
 - (3) 関係地域の範囲
 - (4) 説明会の日時及び場所

3 事業者は、その責めに帰すことのできない理由により説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。

この場合において、事業者は、前条の縦覧期間内に、準備書について、知事が別に定めるところにより、関係住民に周知するよう努めるものとする。

(関係住民の意見)

第8条 関係住民は、事業者に対し、準備書について環境の保全等の見地からの意見を述べることができる。

2 前項の意見は、第6条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、意見書の提出により述べるものとする。

3 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、知事及び関係市町村長に関係住民の意見の有無を報告するものとする。この場合において、意見書の提出があったときは、その写しを添付するものとする。

(知事の意見)

第9条 知事は、前条第3項の規定による報告を受けた日から3月を経過する日までの間に、事業者に対し、準備書について環境の保全等の見地からの意見を述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期限を付し、準備書について関係市町村長に環境の保全等の見地からの意見を聞くものとする。

3 知事は、第1項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、準備書について環境影響評価技術委員会に環境の保全等の見地からの意見を聞くものとする。

(評価書の作成等)

第10条 事業者は、前条第1項の意見が述べられた後、準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に提出するものとする。

(1) 第4条第1項各号に掲げる事項

(2) 関係住民の意見の概要

(3) 知事の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書の公表及び縦覧)

第11条 事業者は、前条の規定により評価書を提出したときは、評価書を作成した旨並びに第6条第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を知事が別に定めるところにより公表し、評価書を公告の日から1月間縦覧に供するものとする。

(準備書の記載事項の変更等)

第12条 事業者は、第5条の規定による準備書の提出後第10条の規定による評価書の作成までの間ににおいて、準備書の記載事項(第4条第1項第1号に掲げる事項を除く。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

2 事業者は、第5条の規定による準備書の提出後第10条の規定による評価書の作成までの間ににおいて、第4条第1項第1号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事及び関係市町村長に届け出るものとする。

3 事業者は、第1項の規定による通知をし、又は前項の届出をしたときは、知事と協議し、知事が必要があると認めるときは、手続等の全部又

は一部を行うものとする。

(対象事業の廃止等)

第13条 事業者は、第5条の規定による準備書の提出後第11条の締監期間満了の日までの間において、対象事業を実施しないこととした場合、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

2 事業者は、第6条の規定による公告の日以後において前項の規定による通知をしたときは、次に掲げる事項を、知事が別に定めるところにより公告するものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 準備書に係る公告の日（通知をした日が評価書に係る公告の日以後である場合には、当該評価書に係る公告の日）並びに当該対象事業の名称及び種類

(3) 通知に係る事項及び当該事項の生じた日

3 第1項の場合において、対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、前項の規定による公告の日以前に従前の事業者が行った手続等は、新たに対象事業の実施を引き継いだ者が行つたものとみなし、従前の事業者について行われた手續等は、新たに対象事業の実施を引き継いだ者について行われたものとみなす。

(対象事業の内容の変更)

第14条 事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、あらかじめ、その旨を知事及び市町村

長に通知するものとする。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定による通知を行った場合について準用する。ただし、その変更が次の各号に掲げる変更である場合は、この限りでない。

(1) 対象事業の規模が事業施行区域内において単純に縮小されるもの
(2) 対象事業に係る環境の保全等のために行われる緑地、環境施設帯、緩衝空地等の整備であるもの

(3) 対象事業の規模の拡大その他の変更で、知事が環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと認めるもの

(手続等の併合)

第15条 1 又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、併せて、手続を行うことができる。

2 2以上の事業者が1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該1の対象事業について、又は当該2以上の対象事業について、併せて、手続等を行うものとする。

(許認可等への配慮)

第16条 知事は、対象事業の実施に係る法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を行う場合（国機関として許認可等を行う場合を除く。）には、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者であ

る場合（知事が国の機関として許認可等を行う場合を含む。）には、当該許認可等を行つ者に評価書を送付するとともに、許認可等に際し、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（事業者の環境の保全等への配慮）

第17条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全等についての適正な配慮をして対象事業を実施するものとする。

（事後の確認）

第18条 知事は、対象事業の実施中又は完了後において、必要があると認めるときは、評価書に記載された予測及び評価の項目について、事業者に報告を求め、又は職員に調査を実施させるものとする。

（勧告）

第19条 知事は、事業者がこの要綱を遵守しないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公告及び縦覧の協力）

第20条 事業者は、知事又は市町村長の協力を得て、第6条、第11条又は第13条第2項の規定による公告又は縦覧を行うものとする。

（環境影響評価技術委員会）

第21条 知事は、環境影響評価に係る技術的な事項を審議させるため、環境影響評価技術委員会を設置する。

2 環境影響評価技術委員会の組織及び運営に関する事項は、知事が別に定める。

（国の措置が適用される対象事業の特例）

第22条 国の行政機関の定める環境影響評価に関する措置に従つて行われる。

る環境影響評価に関する手続その他の行為については、この要綱に従つて行われたものとみなす。

（国等の特例）

第23条 国又は国が出資し特別の法律により設立された法人（以下この条において「国等」という。）が実施する対象事業（前条の適用を受けるものを除く。）に係る手続等の実施については、この要綱の規定にかかわらず、知事と国等が協議して定めるものとする。

（都市計画に係る対象事業の特例）

第24条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、「都市計画における環境影響評価の実施について」（昭和60年6月6日付け建設省都計発第34号建設省都市局長通達）に定めるところに従い、当該都市計画を定める者が当該都市計画を定める際に環境影響評価を行うときは、当該都市計画に適合して当該対象事業を実施する事業者は、手続等を行わないことができる。

（市町村との関係）

第25条 市町村が定める環境影響評価に関する措置が適用される対象事業に係る手続等の実施については、この要綱の規定にかかわらず、知事と、当該市町村長が協議して定めるものとする。

（適用除外）

第26条 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧事業又は再度災害の防止のため災害復旧事業

と併せて施行することを必要とする施設の新設若しくは改良に関する事業である対象事業及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合の同条に規定する事業（同条の都市計画に定められるものを含む。）である対象事業については、適用しない。

（その他）

第27条 この要綱の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成4年2月15日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事業については、この要綱は適用しない。

- (1) この要綱の施行の際対象事業に該当する事業で、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該事業に係る許認可等が行われ、施行日以後その内容を変更せずに実施されるもの（軽微な変更をして実施されるものを含む。）
- (2) 事業に係る許認可等が行われ、施行日以後内容の変更（環境の保全に支障がないものに限る。）により対象事業になつたもの

- 3 この要綱の施行の際対象事業に該当する事業であつて、別表第3に掲げる国の行政機関の措置に基づいて環境影響評価に関する手続きその他の行為が行われているもの又は既に手続等と相当の手続その他の行為が行われていると知事が認めるものについては、この要綱の全部又は一部を適用しない。

別表第1（第2条関係）

種類	内容	対象事業規模
1 道路の建設	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道の新設又は改築 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路の新設又は改築	1 改築 全事業（インターチェンジの追加等の小規模な改築を除く。） ア 新設 道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（以下「車線」といいう。）の数が4以上で、かつ、その区間の長さが10キロメートル以上のもの
2 鉄道の建設	全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の建設又は改良（本線の新設、増設（一停車場構内限りの増設を除く。）又は移設（停車場の新設、移設又は廃止を伴うものに限る。）をいう。）	1 改築 車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが10キロメートル以上のバイパスの設置又は新たに車線の数を4以上付加する拡幅で、かつ、その区間の長さが10キロメートル以上のもの ア 新設 すべてのもの イ 改良 すべてのもの

3 飛行場 の建設	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項に規定する陸上飛行場の設置又は変更	ア 設置 2,500メートル以上の滑走路を有するものの又は滑走路の長さを500メートル以上延長するもの（延長後の長さが2,500メートル以上であるものに限る。）を行うもの	イ 変更 2,500メートル以上の滑走路を増設するも（延長後の長さが2,500メートル以上であるものに限る。）を行うもの
4 ダム又 は放水路 の建設	(1) ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。）の新築 (2) 放水路（河川を分岐して新たな河川を開削し、流水を直接海や水系の異なる他の河川に放流する水路をいう。）の新築	湛水面積が200ヘクタール以上のもの	土地改変面積が100ヘクタール以上のもの
5 埋立て 又は干拓	(1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する埋立て又は同条第2項に規定する干拓 (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第7項に規定する埋立て及び干拓	埋立て及び干拓の区域の面積が50ヘクタールを超えるもの	埋立て及び干拓の区域の面積が50ヘクタールを超えるもの
6 廃棄物 処理施設 の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第	ア 設置 處理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの	イ 変更 増加する処理能力の合計が一日当たり100キロワット以上のもの
7 電気工 作物の建 設	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第7項に規定する電気工作物のうち発電（水力、火力を動力とするものに限る。）のために設置する電気工作物であつて同条第5項に規定する電気事業の用に供するものの設置又は変更	ア 設置 (ア) 水力による発電については、出力30,000キロワット以上のもの (イ) 火力による発電については、出力150,000キロワット以上のもの	イ 変更 (ア) 水力による発電については、増加する出力が30,000キロワット以上のもの (イ) 火力による発電にあ

報公県取島

8 工場等の建設	製造業（物品の加工業又は物品の修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場の設置又は変更	ア 設置 1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上のもの イ 変更 増加する1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上のもの	っては、増加する出力が150,000キロワット以上もの
12 ゴルフ場又はスキー場の整備	ゴルフ場又はスキー場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するためになされる当該一団の土地の造成又は整備	一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの	
13 農用地の造成	農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イに規定する農用地の造成及び土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成	農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イに規定する農用地の造成及び土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成	施工する土地の区域の面積が500ヘクタール以上のもの
9 住宅団地の造成	一団の土地に集団的に建設される住宅及びその付帯施設の用に供される土地の造成（土地区画整理事業を除く。）	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの	

別表第2（第3条関係）

種類	時	期
1 道路の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前項又は第3項の規定による整備計画の策定(1) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項(2) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定による補助金等の交付の申請	一団の土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの

10 土地区画整理事業
11 工場又は事業場の造成

11 工場又は事業場の建設の用及びこれら敷地を含む一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成

		(4) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項、第7条の12第1項又は第8条第1項の規定による許可の申請 (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項若しくは第47条第1項の免許の申請、同法第76条の承認の申請、同法第43条第1項の許可の申請、同法第54条第1項(同法第67条で準用する場合を含む。)、第66条若しくは第15条第1項(同法第43条第5項で準用する場合を含む。)の認可の申請又は同法第44条第1項の規定による届出
2 鉄道の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の規定による認可の申請 (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第12条第1項の規定による認可の申請	
3 飛行場の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可の申請又は同法第55条の2第2項において準用する同法第38条第3項の規定による告示 (2) 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令(昭和33年防衛省訓令第105号)第19条の規定による告示	
4 ダム又は放水路の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第4条第1項の規定による基本計画の作成 (2) 水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第19条第1項の規定による指示又は同法第20条第1項の規定による認可の申請	
5 埋立て又は干拓	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 公有水面埋立法第2条第2項(同法第42条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定による願書の提出 (2) 土地改良法第8条第1項若しくは第86条第1項の規定による適否の決定、同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第95条第1項の規定による認可	
6 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による届出	
7 電気工作物の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 電源開発促進法(昭和27年法律第283号)第3条第1項の規定による電源開発基本計画の決定 (2) 電気事業法第41条第1項の認可の申請	
8 工場等の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出	

9 造成 住宅団地の	<p>(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第27条の2第1項の規定による認可又は同法第37条の2の規定による許可の申請</p> <p>(3) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知</p> <p>(4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出</p> <p>(5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条第1項、若しくは第2項又は第7条の規定による届出</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(1) 都市計画法第18条第1項又は第19条第1項（同法第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定</p> <p>(2) 都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による意見の聴取</p> <p>(4) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議</p> <p>(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第27条第1項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>(6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項の規定による許可</p> <p>(7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第3項若しくは第18条第3項の規定による許可の申請、同法第20条第1項の規定による届出、同法第40条第1項の規定による協議の申出、又は同法第2項の規定による届出</p> <p>(8) 鳥取県立自然公園条例（昭和38年3月鳥取県条例第2号）第7条第3項の規定による許可の申請</p> <p>(9) 鳥取県自然環境保全条例（昭和49年10月鳥取県条例第41号）第6条第4項の許可の申請、同条例第18条第1項の規定による届出、同条例第20条第1項の規定による協議の申出又は同法第2項の規定による通知</p>
10 土地地区画整 理事業の施行	<p>(1) 都市計画法第18条第1項若しくは第19条第1項（同法第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定</p> <p>(2) 土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項又は第39条第1項の規定による認可の申請</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(1) 都市計画法第18条第1項若しくは第19条第1項（同法第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定</p> <p>(2) 土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項又は第39条第1項の規定による認可の申請</p>
11 造成 農場用地の造 成	<p>(1) 都市計画法第18条第1項若しくは第19条第1項（同法第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定</p> <p>(2) 土地区画整理法第29条又は附則第4項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号）第19条の2第1項の規定による認可の申請</p> <p>(4) 公害防止事業團法（昭和40年法律第95号）第21条第1項の規定による認可の申請</p> <p>(5) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第27条第1項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>(6) 農地法第4条第1項、第5条第1項又は第13条第1項の規定による許可の申請</p> <p>(7) 自然公園法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定による許可の申請、同法第20条第1項の規定による届出、同法第40条第1項の規定による協議の申出又は同法第2項の規定による届出</p> <p>(8) 鳥取県立自然公園条例第7条第3項の規定による許可の申請</p> <p>(9) 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項の許可の申請、</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(1) 都市計画法第18条第1項若しくは第19条第1項（同法第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定</p> <p>(2) 土地区画整理法第29条又は附則第4項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号）第19条の2第1項の規定による認可の申請</p> <p>(4) 公害防止事業團法（昭和40年法律第95号）第21条第1項の規定による認可の申請</p> <p>(5) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第27条第1項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>(6) 農地法第4条第1項、第5条第1項又は第13条第1項の規定による許可の申請</p> <p>(7) 自然公園法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定による許可の申請、同法第20条第1項の規定による届出、同法第40条第1項の規定による協議の申出又は同法第2項の規定による届出</p> <p>(8) 鳥取県立自然公園条例第7条第3項の規定による許可の申請</p> <p>(9) 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項の許可の申請、</p>

		同条例第18条第1項の規定による届出、同条例第20条第1項、第7項、第12項若しくは第15項の規定による通知
12 ゴルフ場又はスキー場用地の造成又は整備		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可の申請 (2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第27条第1項の規定による保安林の指定の解除の申請 (3) 農地法第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項の規定による許可の申請 (4) 自然公園法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定による許可の申請、同法第20条第1項の規定による届出、又は同条例第40条第1項の規定による協議の申出、又は同条例第2項の規定による通知 (5) 鳥取県立自然公園条例第7条第3項の規定による許可の申請 (6) 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項の許可の申請、同条例第18条第1項の規定による届出、同条例第20条第1項の規定による協議の申出又は同条例第2項の規定による通知
13 農用地の造成		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 土地改良法第2条第2項第3号の土地改良事業として行うものにあっては、次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 ア 国が行うものにあっては、土地改良法第88条第2項、第87条の2第4項（同法第87条の3第15項において準用する場合を含む。）若しくは第87条の3第4項の規定による協議の申出又は同法第85条の2第7項若しくは第87条の3第7項の規定による同意の申請 イ 県が行うものにあっては、土地改良法第86条第1項の規定による適否の決定、同法第87条の2第1項の規
14 岩石等採取事業		定による土地改良事業計画の決定前又は第87条の3第1項、第7項、第12項若しくは第15項の規定による土地改良事業計画の変更 ウ 国及び県以外の者が行うものにあっては、土地改良法第7条第1項、第48条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）、第95条第1項、第95条の2第1項、第96条の2第1項又は第96条の3第1項の認可の申請 (2) 農用地整備公団法第19条第1項の規定により農用地整備公団がその業務として行うものにあっては、同法第21条第1項の規定による協議の申出の前
15		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 採石法第38条の3第1項の規定による認可の申請又は同法第42条の2の規定による協議 (2) 破利採取法第18条の規定による認可の申請又は同法第43条の規定による協議 (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項若しくは第55条第1項の許可の申請又は同法第55条の規定による協議 (4) 都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可の申請 (5) 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第27条第1項の規定による保安林の指定の解除の申請 (6) 農地法第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項の規定による許可の申請 (7) 自然公園法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定による許可の申請、同法第20条第1項の規定による届出、同法第40条第1項の規定による協議の申出又は同条例第2項の規定による通知 (8) 鳥取県立自然公園条例第7条第3項の規定による許可の申請

備考

(9) 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項の許可の申請、同条例第18条第1項の規定による届出、同条例第20条第1項の規定による協議の申出又は同条例第2項の規定による通知

(7) 都市計画における環境影響評価の実施について（昭和60年6月6日付け建設省都計発第34号建設省都市局長通達）
 (8) 農林水産省所管事業に係る環境影響評価実施要領（昭和60年8月6日付け60構改C第551号農林水産事務次官依命通達）

1 この表に定める手続等の実施時期が2以上ある場合にあっては、当該対象事業の手続等の実施時期は、いずれか最初の行為が行われるときまでとする。

2 この表に定める手続等の実施時期に該当するもののない対象事業に係る手續等の実施時期は、当該対象事業の実施の前とする。

別表第3（附則第3項関係）

- (1) 建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針（昭和53年7月1日付け建設省計環発第3号建設省事務次官通知）
- (2) 整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について（昭和54年1月23日付け鉄施第107号運輸大臣通知）
- (3) 発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針（昭和54年6月26日付け54資第8775号資源エネルギー庁長官通知）
- (4) 建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱（昭和60年4月1日付け建設省経環発第10号建設事務次官依命通知）
- (5) 公害防止事業団事業に係る環境影響評価実施要領（昭和60年4月20日付け環企金第196号環境庁長官通知）
- (6) 運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価実施要領（昭和60年4月26日付け運環第25号運輸大臣通達）